



発 行 新 潟 県

号 外 1

令和8年1月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

37 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）

告 示

◎新潟県告示第37号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和8年1月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 3－{2－[(シクロプロピル)（メチル）アミノ]エチル}－1H－インドール－4－オール（通称名：4HO－McPT、4OH－McPT、4－hydroxy McPT）及びその塩類
- (2) 2－[(4－イソプロポキシフェニル)メチル]－5－ニトロ－1－[2－(ピロリジン－1－イル)エチル]－1H－ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：N－Pyrrolidino－isotonitazene、Isotonitazepyne）及びその塩類
- (3) 2－{2－[(2,3－ジヒドロベンゾフラン－5－イル)メチル]－5－ニトロ－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル}－N,N－ジエチルエタン－1－アミン（通称名：Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrofuranitazene）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和8年1月22日